

○東京藝術大学演奏芸術センター長候補者推薦内規

〔平成10年12月17日〕  
制 定

改正 平成12年3月23日 平成16年4月22日  
平成25年10月24日 平成26年7月17日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学部局長選考規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、東京藝術大学演奏芸術センター長（以下「センター長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 音楽学部教授会（以下「教授会」という。）及び規則第2条第2項に規定する部局長推薦会議（以下「推薦会議」という。）は、学長からの要請に基づき、センター長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 センター長候補者の推薦は、投票により行う。

2 投票に関する事項は、教授会又は推薦会議が別に定める。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、センター長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成10年12月17日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在任するセンター長の任期は、平成11年3月31日までとする。

3 東京芸術大学演奏芸術センター長選考内規(平成9年3月27日制定)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成16年4月22日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在任するセンター長の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。